

21長与環発第104号
平成21年 9月28日

株式会社 ダイエイ
代表取締役 池島 美智子 様

長与町長 葉山 友昭



許 可 証

平成21年9月19日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 許 可 番 号 | 長与一廃許可第49号 |
| 2 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 |
| 3 収集・運搬・処分の区別 | 収集・運搬 |
| 4 許 可 期 間 | 平成21年10月 1日から 平成23年 9月30日まで |
| 5 許 可 条 件 | ①一般廃棄物を収集・運搬する際は、必ず廃棄物の飛散防止等の措置を講ずること。
②事前に時津クリーンセンターと協議の上搬入すること。
③次回更新する許可申請は、平成23年8月末までに申請すること。
④廃棄物処理法に基づく収集運搬業務実績報告書を提出すること。 |